



吸収分割に関する事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2024 年 4 月 1 日

九州電力株式会社
九電みらいエナジー株式会社

2024年4月1日

吸収分割に係る事後開示事項

福岡県福岡市渡辺通2丁目1番82号
九州電力株式会社
代表取締役社長執行役員 池辺 和弘

福岡県福岡市薬院3丁目2番23号KMGビル
九電みらいエナジー株式会社
代表取締役社長執行役員 水町 豊

九州電力株式会社及び九電みらいエナジー株式会社は、2023年9月27日付で九州電力株式会社と九電みらいエナジー株式会社との間で締結した吸収分割契約に基づき、九州電力株式会社が地熱事業（以下、「本件事業」といいます。）に関して有する権利義務を九電みらいエナジー株式会社へ承継させる吸収分割（以下、「本件分割」といいます。）を実施いたしました。

本件分割に係る事後開示事項は、次のとおりです。

1 吸収分割が効力を生じた日

2024年4月1日

2 吸収分割会社における法定手続の経過

(1) 会社法第784条の2の規定（吸収分割をやめることの請求）に係る手続の経過

本件分割は、会社法第784条第2項の要件を充たすため、該当事項はありません。

(2) 会社法第785条の規定（反対株主の株式買取請求）に係る手続の経過

本件分割は、会社法第784条第2項の要件を充たすため、該当事項はありません。

(3) 会社法第787条の規定（新株予約権買取請求）に係る手続の経過

九州電力株式会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 会社法第789条の規定（債権者の異議）に係る手続の経過

九州電力株式会社は、会社法第789条第2項及び第3項に基づき、2024年1月31日付の官報及び電子公告により、債権者に対して公告を行いました。債権者から異議の申述はありませんでした。

3 吸収分割承継会社における法定手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定（吸収分割をやめることの請求）に係る手続の経過

九電みらいエナジー株式会社の株主は九州電力株式会社のみであり、会社法第 796 条の 2 に基づき、九電みらいエナジー株式会社に対して本件分割をやめることの請求をした株主は存在しませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定（反対株主の株式買取請求）に係る手続の経過

本件分割は、九電みらいエナジー株式会社の唯一の株主である九州電力株式会社の同意をもって、九電みらいエナジー株式会社の株主総会の承認決議を経ており、反対株主は存在しないため、該当事項はありません。

なお、九州電力株式会社が会社法第 796 条第 1 項本文に規定する特別支配会社に該当するため、九電みらいエナジー株式会社は、同法 797 条第 3 項に基づく通知を実施しておりません。

(3) 会社法第 799 条の規定（債権者の異議）に係る手続の経過

九電みらいエナジー株式会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項に基づき、2024 年 1 月 31 日付の官報及び電子公告により、債権者に対して公告を行いました。債権者からの異議の申述はありませんでした。

4 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

九電みらいエナジー株式会社は、本件分割の効力発生日をもって、吸収分割契約の定めに従い、九州電力株式会社が本件事業に関して有する権利義務を承継しました。これにより承継した資産の額は 347 億円（概算値）、負債の額は 21 億円（概算値）です。

5 会社法第 923 条の変更の登記をした日

2024 年 4 月 8 日（予定）

6 その他吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上のとおりであります。

2024年4月1日

九州電力株式会社
代表取締役
社長執行役員

池辺 和弘



九電みらいエナジー株式会社
代表取締役
社長執行役員

水町 豊





